

令和8年5月

個人インターネットバンキングご契約者さま

高松信用金庫

個人インターネットバンキング長期未利用にかかる資金移動の停止および解約措置について

平素はお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

個人インターネットバンキングサービスによる不正送金被害の未然防止を目的として、1年以上未利用のご契約者さまについて、「しんきんインターネットバンキングご利用規定」の約旨に基づいて、資金移動取引を停止させていただきましたが、その後もログインが無く、利用再開のお申し出も無かったお客様におかれましては、2年間以上未利用として、ご利用契約を解約させていただきます。

また、新たに令和8年3月31日を基準として1年以上ログイン履歴がないお客様につきましては、資金移動取引を停止させていただきます。ご利用再開を希望される場合は、翌年の3月末（今年度は令和9年3月31日）までにお取引店にて再度ご利用限度額設定のお手続きをお願いします。

対象のご契約者さまにおかれましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 長期未利用による解約対象のご契約者さま

毎年3月末を基準日（今年度は令和8年3月31日）として、2年以上未利用（ログイン履歴がない）のご契約者さま

＜ご利用規定の抜粋＞

第16条 解約等

4. 未利用による解約

2年以上にわたり本サービスの利用がない場合、お客様に通知することなく当金庫は本契約を解約することができるものとします。

2. 解約の実施時期

令和8年4月以降、順次実施させていただきます。

3. 資金移動停止対象のご契約者さま

毎年3月末を基準日（今年度は令和8年3月31日）として、1年以上未利用（ログイン履歴がない）のご契約者さま

＜ご利用規定の抜粋＞

第16条 解約等

3. サービスの利用停止

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

4. 資金移動停止により利用できないサービス

- ・当金庫本支店及び他金融機関宛振込
- ・税金・各種料金の払込み

※資金移動を伴わない残高照会、入出金明細照会等は引き続きご利用になれます。

5. 資金移動停止時期

令和8年4月以降、順次実施させていただきます。

以 上